

新居浜工業高等専門学校人権侵害に関する苦情相談の取扱要項

平成 11 年 9 月 8 日要項第 3 号

新居浜工業高等専門学校人権侵害の防止等に関する規程第 7 条第 4 項の規定に基づき、人権侵害に関する苦情相談の取扱いについて、次のとおり定める。

- 第 1 苦情相談は、面会によるほか、書面、電話、電子メール等により、随時受け付ける。
- 第 2 苦情相談を受ける際は、原則として 2 人の相談員で対応する。
- 第 3 実際に苦情相談を受けるに当たっては、その内容を相談者以外の者に見聞されないよう周りから遮断された場所で行う。
- 第 4 苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 第 5 相談員は、聴取した事実関係を相談者に確認する。
- 第 6 相談員は、聴取した事実関係について必ず記録し、その内容及び当事者等に対して指導助言した内容を校長に報告する。
- 第 7 校長は、事実関係の調査を必要とする事案については、調査委員会を設置し、調査を付託する。
- 第 8 相談員は、苦情相談に関し、具体的にとった対応について、相談者に誠実に説明する。

附 則

この要項は、平成 11 年 9 月 8 日から施行する。